

令和8年度 補助金等審査委員会基本方針

1 基本的な考え方

補助金等審査委員会は、補助金等の交付の適正化を図り、事業の改善余地や無駄がないか等、財政の健全化と行政運営の効率化を目指して審査を行う。

2 審査する補助金等の対象

補助金等審査委員会で審査する補助金等とは、市が交付する補助金、交付金、負担金、報償等である。

(1) 18節・負担金補助及び交付金

市が交付する補助金、交付金、負担金

(2) 7節・報償費

市が交付する報償で補助金、交付金に準ずるもの

No.	種別	内容
1	補助金	市が特定の事業、活動を助成・奨励するために公益上の必要性を認めた場合に支出するもの。
2	交付金	市が本来行うべき事務を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合に、当該事務処理の報償として支出するもの。
3	負担金	市が法令、契約等に基づいて国、他の地方公共団体等との特定の事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し支出するもの。
4	報償等	補助金、交付金に準じるもの。

※ 審査の対象から外れるもの

- (1) 法令上の義務に属するもの
- (2) 工事負担金
- (3) 会議、研修等の参加負担金
- (4) その他、市長が特に必要と認めるもの

3 補助金等審査委員会で審査するもの

補助金等審査委員会の審査の対象とするものは、下表の「①更新」のうち委員会の求めによるものと「②その他」とする。

区分	区分の説明	審査の方法
①更新	失効の定めがある要綱のうち、期限の更新を必要とするもの	補助金所管課において、「補助金等評価シート」により補助の効果を確認し、更新の有無等、今後の方向性について決定する(※)。ただし、 <u>補助金所管課が更新と判断した補助金等であっても、補助金等審査委員会の求めにより委員会での審査を行う場合がある。</u>
②その他	上記に当てはまらないもの	補助金等の内容に応じて、書面又は対面による補助金等審査委員会での審査とする。

※ 補助金所管課で作成した「補助金等評価シート」は、経営企画課へ提出することとし、補助金等審査委員会の委員長及び委員へ共有されるものとする。

《参考》

区分	区分の説明	審査の方法
①新規	新たに補助金等の制度を設けるもの	実施計画調整会議における「新規事業」として審査を受ける(※)。
②要件改正	補助単価や対象者の拡大など、補助内容に変更があるもの	
③財源内訳変更	国・県の要綱等により「補助等の廃止」または「補助割合・財源内訳が減少する」こととなったもの	

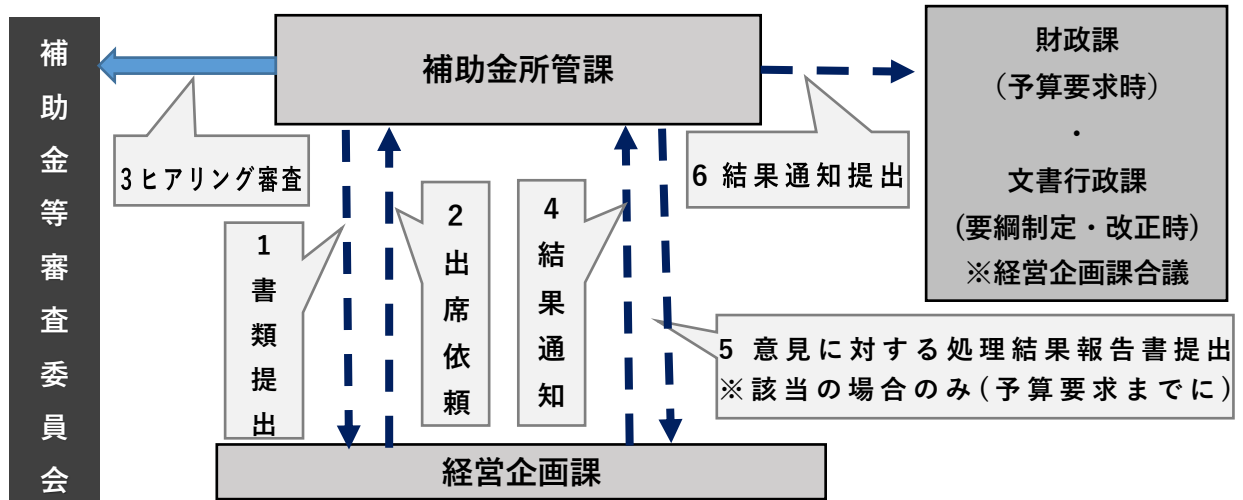
※ 上記に該当する場合は、新規事業概要調書を作成し、実施計画調整会議に諮ることとする。

4 審査の視点

別紙「補助金等評価シート」参照

5 審査の進め方

(1) 補助金等審査委員会で審査する場合の流れ



※緊急かつやむを得ない場合には持ち回り審査を行うこととする。

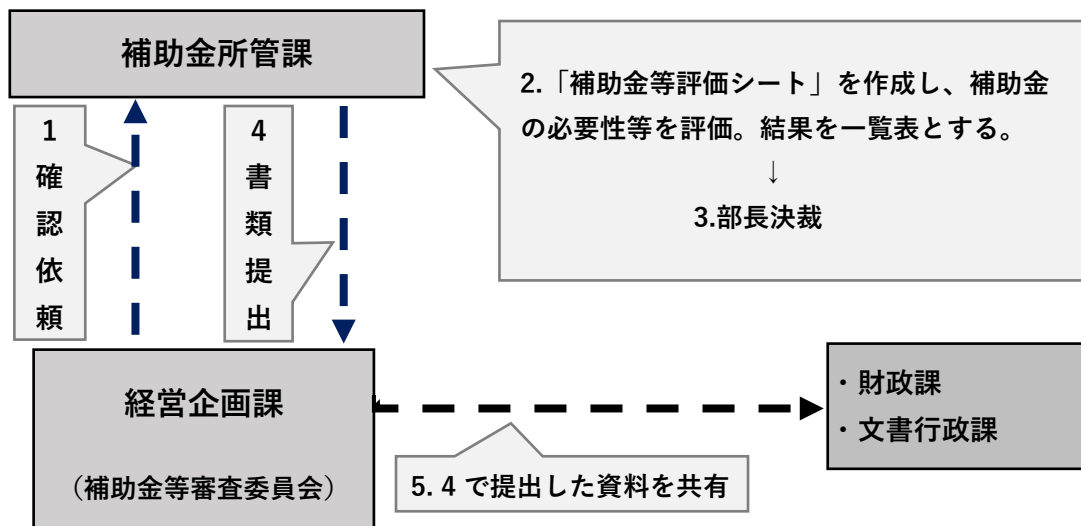
※ヒアリング審査

- ・各所管課において委員への説明を行い、質疑応答を行った上で結果を判定する。
- ・なお、ヒアリング審査の際は、原則として所属長が出席する。

※略式審査

- ・提出された審査伺書の内容をもとに結果を判定する（所管課の出席は無し）。

(2) 「更新」（補助金所管課による審査）の流れ



- 1.更新要綱のある所属へ経営企画課から確認依頼（5月末予定）
- 2.補助金所管課で「補助金等評価シート」を作成し、補助金の必要性等を評価。結果を一覧表とする
- 3.補助金所管課で作成した補助金等評価シート及び補助金一覧表について部長決裁を受ける
- 4.上記3で部長決裁を受けたものを経営企画課（補助金等審査委員会）に提出
- 5.上記4を財政課及び文書行政課に共有

※更新の場合であっても補助金等審査委員会の求めにより審査を受ける場合は「(1) 補助金等審査委員会で審査する場合の流れ」のとおり。

6 審査を受ける場合の提出書類

「3 補助金等審査委員会で審査するもの」に該当し、補助金等審査委員会の審査を受けようとする場合は、経営企画課が指定する受付期間に以下の書類を提出する。なお、指定した受付期間以外は、原則として受け付けない。

- (1) 所沢市補助金等審査委員会審査伺書（要綱別記様式）
- (2) 補助金等に関する要綱等（市以外に関連する国・県などの要綱も提出）
※要件改正の場合は、新旧対照表も提出すること。
- (3) 積算根拠（様式は任意で他市との比較や国県市等の財源内訳を含む）
- (4) 【各種団体等に交付（補助）している場合】
直近3年分の決算書
※審査の有無に限らず、毎年度、所管課で決算書を確認すること。
- (5) その他補助金等の説明に必要な資料
（事業の内容が分かる資料、事業概要調書案 等）
- (6) 追加依頼書の提出
※審査のタイミングは、「7 審査スケジュール（予定）」で示す、原則決まった日程で実施する。それ以外のタイミングで審査を希望する場合は、理由を明記した追加依頼書を提出すること。

7 審査スケジュール（予定）

No.	項目	受付時期	審査実施時期
1	現年度6月補正予算分	4月上旬	4月中旬頃
2	現年度要綱更新分/次年度当初予算分	6月～8月頃	
3	現年度9月補正予算分	6月中旬	7月上旬
4	現年度12月補正予算分	10月上旬	10月中旬頃
5	現年度3月補正予算分	12月中旬	12月下旬頃

8 留意事項

- (1) 補助金・交付金等の名称と内容が一致していないものは、予算科目の変更（補助金⇔交付金等）・要綱改正を行うこと。
- (2) 補助金等審査委員会の審査対象となる補助金等については、補助金等審査委員会の審査を受けないと予算要求及び要綱制定・改正ができない。
- (3) 補助金等審査委員会の審査対象となる補助金等については、該当事業を補助金等審査委員会にて審査する旨、必要に応じて事前に市長まで報告すること。なお、当該報告はあくまで今後の進め方を報告するものであり、補助事業実施にあたっては補助金等審査委員会の審査を経る必要がある。
- (4) 補助金等の根拠規定は原則として要綱で定めること。

9 補助金等審査委員会の組織

所沢市補助金等審査委員会要綱に基づき、以下の委員で組織する。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 委員 経営企画部長
財務部長
経営企画部経営企画課担任次長（参事を含む。）
財務部財政課担任次長（参事を含む。）
- (3) 事務局 経営企画課

10 審査結果の取扱い

補助金等審査委員会の審査結果は以下のとおり通知する。

種別	審査結果
①更新 (補助金等審査委員会に諮った場合)	・更新を認めます ・更新を認めません
②その他	・事業内容の変更を認めます など

※審査委員会からの意見が付される場合がある。

この場合は、原則予算要求を行うまでに処理結果を報告すること。

※意見について対応がなされるまでは、制度化が認められない場合がある。

この場合は、対応がなされてから再度審査する。